

岩出市の部活動改革に関する基本方針

(令和8年3月)

岩出市教育委員会

目 次

目次	1
はじめに	2
1 「岩出市の部活動改革に関する基本方針（令和7年3月）」	3
2 岩出市における部活動改革の今後に向けて	8
3 資料	8
(1) 国の方針（令和4年12月）の要旨	
(2) 県の方針（令和6年2月）の要旨	
(3) 岩出市中学校の部活動に関する現状と課題 （令和6年11月調査データ）	
(4) 用語の解説	
4 岩出市学校部活動の地域連携・地域移行推進協議会委員（令和6年度） の構成	20
むすびに	21

はじめに

学校教育が目指す資質・能力の育成に資する「部活動」は、岩出市においても、これまで中学生や高校生の自主的、自発的な参加によって活発な活動が営まれてきました。その活動は休日・平日を問わず、教育公務員の献身的な協力で運営されてきました。

今日、学校部活動は、①指導者による体罰やハラスメント行為、②学校の働き方改革、③少子化の進展による急速な人口減少などにより、中学校部活動を維持していくことが困難な状況を迎え、社会的課題の一つとなりました。

これらを背景に文部科学省（スポーツ庁、文化庁）では、平成25年以降、ガイドラインを繰り返し示すことで改革を促し、経済産業省からも取り組みを促されてきました。現在、国を挙げた中学校部活動改革の最盛期にあり、令和6年2月、和歌山県も方針を公表しました。

これを受けて、岩出市でも令和6年度、市内関係者の意識調査を実施し、改革のための協議会を設置して協議を重ねてきました。協議の中では、これまで岩出市の中学校部活動が担ってきた社会的な意義や役割を十分に尊重しながら、岩出市の中学校部活動を、学校と地域が協働・融合した形で進められるよう環境整備が必要との意見がありました。

岩出市では、「地域の子供は地域で育てる」をスローガンに、これまで学校が担った部活動を地域社会と協働して持続な可能な運営体制へと整えていく必要があります。すなわち、

- ①学校教育に位置付けて、複数の学校の部活動が合同で活動する形態の新たな学校部活動。
- ②学校教育に位置付けて、学校と地域が連携（協働・融合）した形態の新たな学校部活動。
- ③社会教育に位置付けて、地域社会（民間企業を含めたスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、文化教室等）が主体的・自立的に展開していく新たな地域クラブ活動。

など様々な形態を模索していく必要があります。

以上の観点から、次代を担う中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現していくため、岩出市の中学校における部活動改革の方針として、次のとおり基本的な方針を策定しました。

今後は、保護者・地域社会・学校など利害関係者相互が理解し合って、中学生の自発性と自主性を重んじることができる岩出市独自の部活動改革が進展していくことを切に願っています。

岩出市教育長

1 「岩出市の部活動改革に関する基本方針（令和7年3月）」

岩出市における学校部活動や新たな地域クラブ活動にかかわっては、「地域の子供は地域で育てる」という考え方で国の方針や県の方針等に基づき、中学校を含めた地域社会の実情に鑑みて、次の基本的な方針で改善を図り、地域連携（学校教育の一環）および地域展開（社会教育の一環）の形態とします。

（1） 新たな地域クラブ活動

① 新たな地域クラブ活動の在り方

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられています。

今後も生徒数が減少していくことが見込まれる中、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の受け皿として、地域の運営団体・実施主体による新たな地域クラブ活動の実施に向けた枠組みの整備が必要です。

岩出市では、県との連携により、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域全体で支えていくための新たな枠組みづくりを進め、実情に応じ、関係者の共通理解のもと、できることから学校部活動の地域連携・地域移行を進めていくこととします。

地域クラブ活動は、これまで中学生を学校部活動で育成してきた視点を引き継ぎながら、地域活動により育てることを基本に、学校、地域の実情により主に以下の3パターンによる体制を整備していくことを目指します。

- A いくつかの学校部活動が集まって、当該校教職員以外の指導者を置く活動（地域連携）
- B 現在ある学校部活動に、当該校教職員以外の指導者を置く活動（地域連携）
- C 現在、地域にあるスポーツや文化系の活動団体（教室・サークル含む）に所属・参加して活動する方法（地域展開）

② 新たな地域クラブ活動の整備から期待できること

- ・単独の学校では、設置できないような様々な活動を生徒自らが選択すること。
- ・中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体として幅広いニーズに応えられること。

- ・生涯を通じた運動習慣づくりや文化芸術等の愛好が促進されること。
- ・行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実すること。

地域クラブ活動への移行については、生徒の活動の機会確保を最優先に、地域や学校の実情に応じて、取組を進めていきます。

③ 新たな地域クラブ活動の運営

A 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒

B 運営団体・実施主体

- ・ 総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団
- ・ 体育・スポーツ協会
- ・ クラブチーム（同好会、個人クラブチームを含む）
- ・ 民間事業者
- ・ 学校運営協議会
- ・ 競技団体
- ・ プロスポーツチーム
- ・ フィットネスジム
- ・ 保護者会
- ・ 同窓会
- ・ 複数の学校の運動部や文化部が統合して設立する団体等



参考：「和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針（令和6年2月）」

(2) 教師等の兼職兼業

地域クラブ活動への従事を希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に、報酬を受けて従事することとなるため、兼職兼業の許可を受けるための手続きが必要です。

一般的には、兼職兼業希望先の地域団体からの依頼状を基に、上司である校長等への相談・了承の上、服務監教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなります。

なお、市及び教育委員会は、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、関係法令、国が示す手引き等も参考にしつつ、以下の点に留意し、許可するものとします。

① 本人の意思の尊重

ア 教育委員会は、兼職兼業を希望しない教師等が、やむを得ず兼職兼業を申請することがないように、申請者本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、学校や地域クラブ活動の運営団体・実施主体と連携の上、教師等の健康、本来業務への支障がないことも勘案して許可すること。

※教師の心身の健康の確保のために、目安として「時間外在校等時間」と地域団体における「労働時間」の通算が月45時間以内となることが望ましいとされています。

イ 地域のスポーツ・文化芸術団体等において、教師等を指導者として雇用等する際は、居住地や、異動や退職等があっても該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無を踏まえ、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意すること。

② 身分の明確化

教育委員会は、地域クラブ活動における教師等の関与の実態の把握に努め、教師等が地域クラブ活動の実質的な指導者として恒常的に関与している場合、その管理主体を明確にすること。

(3) 活動時間と適切な休養日の設定

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針（和歌山県教育委員会令和6年2月）（以下「県方針」という。）「Ⅱ学校の部活動」に準じた活動時間、休養日を設定するものとする。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が共存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図るものとする。

(4) 学校との連携

地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なることもあるため、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する必要がある。

県及び市は、地域クラブ活動が上述に示した内容に沿って適切に行われるよう、地域クラブの運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行うものとする。

(5) 責任の所在と保険の加入

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、事故が発生した場合の管理責任の主体、補償の範囲等を明確にし、定款や規約等に明記するだけでなく、地域クラブ活動の指導者や参加者等に対して、事前及び定期において十分な理解を得て活動すること。

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、分野・競技特性やこれまでの怪我や事故の発生状況等を踏まえるとともに、故意又は過失による賠償責任も想定した上で適切な補償内容である保険を選定し、指導者や参加者等に対して保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにすること。

※ 学校部活動と地域クラブ活動が共存することを踏まえ、学校における独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度と同程度の補償内容であることが望ましいとすることを推奨。

生徒の安全管理については、県方針II学校部活動、2学校部活動の運営

(9) 安全管理と事故防止に準じて対応を整えるようにすること。

(6) 学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

① 活動場所の確保

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校を活用すること。
- ・市は、学校施設の管理運営については、業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

- ・教育委員会は、地域クラブ活動を行う営利を目的とした民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるように改善に努める。
- ・市は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。
- ・市及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による協議する場を通じて、地域クラブ活動を行う際の利用ルール等を作成する。

② 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- ・市は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたりするなど、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等の支援等の取組を進める。
- ・市は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。
- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

2 岩出市における部活動改革の今後に向けて

学校の部活動を存続させながら、できるところから、令和10年度を目標に休日の部活動を地域クラブへ移行していきます。また、市内2校の合同部活動を行うことや近隣の市町との広域的な対応も検討していきます。

平日の地域移行については、国の方針や学習指導要領の改訂の状況を注視しながら検討します。

3 資料

(1) 国の方針（令和4年12月）の要旨

① 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上 of 休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

② 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

③ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める

※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保

- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

④ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施を行っている
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

(2) 県の方針（令和6年2月）の要旨

【目指す姿】

和歌山県における生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現

- ・生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しむための環境の確保
- ・新たなスポーツ・文化芸術環境の整備

【取組の具体】

学校部活動については、その意義を踏まえた上で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、近隣の市や、近隣校と連携することで、適正な運営や効率的・効果的な活動の推進を図ることとし、部活動の指導者としての地域の人材を活用することや、複数校による合同部活動の実施など、地域の実情に応じ、地域との連携を積極的に進めていく。

地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行などの環境づくりに向けては、まずは休日の学校部活動について、地域や学校の実情等にも十分に配慮しながら、段階的に進めていく。合意形成や条件整備等のために時間を要する場合があることも想定されるが、生徒の活動の機会確保に向け、地域の実情に応じて、丁寧に取り組むことが望まし

い。

具体的には、在校生徒やその保護者、今後、入学予定である小学生や保護者への理解を得ながら段階的に進める必要がある。

【休日の部活動の地域連携・地域移行の達成時期の取扱い】

令和6年度から令和8年度までを地域連携・地域移行の改革準備期間と定め、各市町村の準備を県が支援するとともに、取組が可能な市町村から改革を実行し、令和10年度までに地域クラブ活動の充実を目指す。

学校部活動地域連携・地域移行に係るスケジュール（案）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の設置、運営 和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針作成 県協議会での検討内容発信 意見交流会の実施（紀北・紀南各地域） 好事例研究 	<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針周知 好事例の紹介 		<p>令和8年度までに、各市町村が持続可能な地域クラブ活動の運営体制を整えることができるよう、県の支援体制を整備する。</p>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 【国費】実践研究を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会等の設置、運営 ニーズや課題の把握 学校部活動地域連携・地域移行 	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定 活動場所 活動内容 生徒・住民への周知 運営団体確保 	<p>持続可能な地域クラブ活動への連携・移行を進めることができるよう支援する。</p>
学校		<ul style="list-style-type: none"> 市町村担当者との連携 学校検討委員会等を活用し地域連携・地域移行を推進 地域クラブとの連携 		
団体		<ul style="list-style-type: none"> 学校と連携 運営団体の強みを生かした、運営形態で、地域クラブ活動を提案 		

参考：「和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針（令和6年2月）」

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※PTA・PT・Fなどの人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

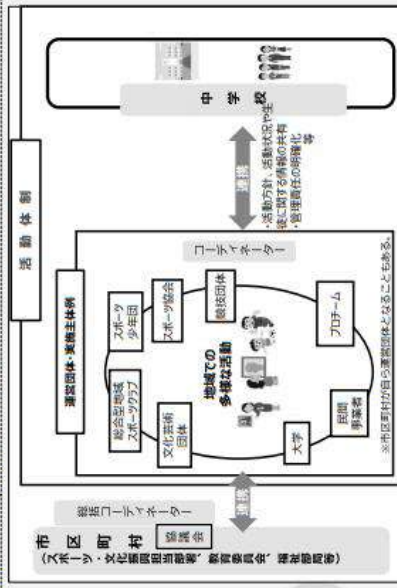
■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、PTA・PT、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、当面は併存



【学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）】

（参考：スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」参考資料）

(3) 岩出市中学校の部活動に関する現状と課題

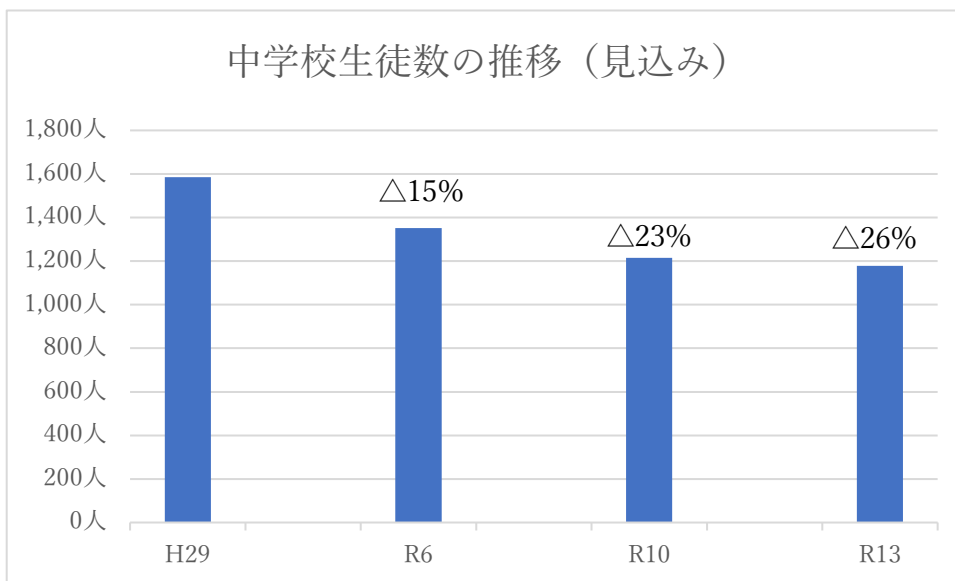
(令和6年11月調査データ)

① 岩出市の中学校を取り巻く現状

A 児童生徒数について

少子化の影響で岩出市内の中学校生徒数は平成29年度に1586人だった生徒数が、7年後の令和6年度には1352人(△15%)になっており、さらに7年後の令和13年度には1179人(△26%)に減少する見込みである。

※国公立に14%(過去5年の平均)の児童が進学すると仮定して推計



参考：学級数児童生徒総括表(平成29年5月1日現在)

学級数児童生徒総括表(令和6年5月1日現在)

学校区別児童生徒数調べ(未就学児童)(令和6年12月6日現在)

B 部活動数について

令和6年度の市内の部活動数は、運動部14種目、男子部25部、女子部22部、文化部については、15種目の25部、合わせて72部がある。

指導に外部人材を活用している部活動は運動部3部、文化部2部の5部である。

② 意向調査

岩出市における部活動の課題、地域移行の必要性、意識、対応の方向性を把握するため、令和6年11月に児童生徒・保護者を対象にアンケート調査を実施し、基礎データとして活用しています。

A 地域クラブへの参加の意向について

小学生は52%、中学生は27%が「参加したい」と示しており、保護者において「参加させたい」18%、「子供の希望に任せる」78%を合わせると回答の9割を超えています。一方で「分からない」「特にない」という回答も小学生が30%、中学生が50%となっていることから、体制を整備していくにあたり様々な方法で情報を発信していく必要があります。

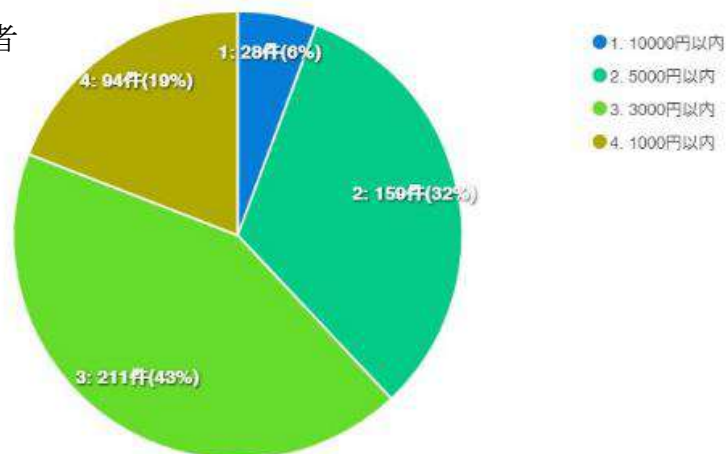
B 部活動・地域クラブ活動の状況について

現在、地域クラブ活動を行っている児童生徒は、小学生58%・中学生21%と小学生では半数以上が学校以外でスポーツや文化的活動に参加しており、中学生では7割の生徒が部活動のみに参加しています。中学生については種別についても質問しており、多い順に、野球、バスケットボール、サッカー、バドミントン、陸上競技、バレーボールとなっており、その中の約半数の生徒が「他校の生徒との交流できる」ことが地域クラブに参加してよかったことだと回答しています。

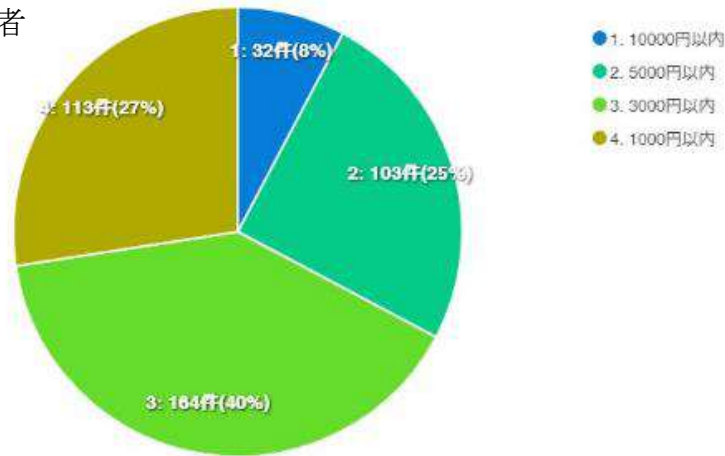
地域クラブ活動の活動費（月会費）は、スポーツ活動若しくは文化的活動に参加している場合、1000円以内が22%、3000円以内が24%、5000円以内が8%と約5割が5000円以内の負担をしており、5000～10000円以内を負担している家庭も約5割あります。その一方で、今後、地域クラブ活動の活動費として望む金額については、64%の保護者の方が3000円以内を希望していることから、低廉な価格設定を検討していく必要があります。

地域クラブ等での活動に係る経費（月謝等）は、どの程度が妥当だと思いますか。

小学生保護者



中学生保護者



(4) 用語の解説

○ 児童の権利に関する条約

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。（児童の権利に関する条約 第1条）

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。（児童の権利に関する条約 第3条第1項）

締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。（児童の権利に関する条約 第12条第1項）

児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。（児童の権利条約 第13条第1項）

締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。（児童の権利に関する条約 第15条第1項）

○ 教育の目的

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。（教育基本法 第1条）

- 義務教育

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
(教育基本法 第5条第2項)
- 家庭教育

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。(教育基本法 第10条第1項)
- 社会教育

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。(教育基本法 第12条第1項)
- 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。(教育基本法 第13条)
- 社会教育法の目的

この法律は、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。(社会教育法 第1条)
- 社会教育の定義

この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)又は就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。(社会教育法 第2条)
- 生徒指導

文部科学省編『生徒指導提要(令和4年12月)』において、生徒指導を次のとおり定義した。(Pp. 12-15)

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

これをふまえて、生徒指導の目的を生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。として、この目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要と述べている。

具体的には、「児童生徒が、深い自己理解に基づき、『何をしたいのか』、『何をすべきか』、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、『自己指導能力』を獲得することが目指されます」と示した。

これに続けて、「児童生徒は、学校生活における多様な他者との関わり合いや学び合いの経験を通して、学ぶこと、生きること、働くことなどの価値や課題を見いだしていきます。その過程において、自らの生き方や人生の目標が徐々に明確になります。学校から学校への移行、学校から社会への移行においても、主体的な選択・決定を促す自己指導能力が重要です」と述べている。

上述の文科省が示す「自己指導能力」とは、学校部活動においては、とりわけ重要な概念に位置付く。例えば、スポーツのコーチングにおけるアスリート・ファースト、アスリート・センタードと重なり、生徒ファースト、生徒センタードと認識した場合、主体性・自他律にかかわってくる。教育におけるアクティブラーニング、すなわち「主体的・対話的で深い学び」に他ならないこと。学校における部活動の指導に携わる場合は、運動部・文化部を問わず、このような生徒指導観、教育観、子供観の醸成に加えて、指導者の日々の省察（リフレクション）がとても重要な因子となる。

その意味で、前述の『生徒指導提要』においては、生徒指導実践上の視点を、生徒にとって、①自己存在感の感受、②共感的な人間関係の育成、③自己決定の場の提供と、旧版である『生徒指導提要（平成22年3月）』まではしていた。これに令和4年の改訂版では、いじめ、不登校、自殺等の社会事象が過去最高値にあることをふまえてか、新たに④安全・安心な風土の醸成が追記された。

○ クラブ活動

学校教育（特別活動）の教育課程に位置付く。

「クラブ活動においては、原則として学年や学級の所属を離れ、共通の興味や関心をもつ生徒をもって組織するクラブにおいて、全生徒が文化的、体育的、生産的又は奉仕的な活動のいずれかの活動を行うこと」と、中学校学習指導要領（平成元年告示）の特別活動の内容に位置付け、高等学校も同様

に継続されてきた。さらに、同要領の特別活動「指導計画の作成と内容の取扱い」において、「クラブ活動については、学校や生徒の実態に応じて実施の形態や方法などを適切に工夫するよう配慮するものとする。なお、部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする」と示したため、全国の中学校や高等学校は、部活動（教育課程外、放課後）の部活動をもって、クラブ活動（教育課程内、授業時間）を時間割から削除してきた歴史がある。戦後すぐの学習指導要領の試行時期よりクラブ組織については、教科（自由研究）や教科外（特別教育活動など）に位置付けられてきたが、平成元年以降、「クラブ」とか、「部活」とか呼称を複雑化させたといっても過言ではない。その10年後、中学校学習指導要領（平成10年告示）特別活動の内容から「クラブ活動」は削除され、「クラブ活動」や「部活動」の用語は全く見て取れない。一方、小学校においては従来通り、特別活動の内容に「クラブ活動」（教育課程内、授業時間）は現在でも存在している。

○ 部活動

学校教育の一環として、学校教育に位置付く。

2008（平成20）年に、『中学校学習指導要領（平成20年告示）』の総則（5ページ）において、学習指導要領上初めて、総則の第5節「教育課程実施上の配慮事項」で、13項目目に「13 部活動の意義と留意点」として、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」（第1章第4の2（13））と、部活動を定義して示されている。その後、『中学校学習指導要領（平成29年告示）』総則の「学校運営上の留意事項」1-ウ（p.27）で、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々との協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携な

どの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」と改訂されて現在に至る。高等学校学習指導要領（平成30年告示）総則（p. 31）も同文。

○ 学校部活動

学校教育の一環として、学校教育に位置付く。

この用語は、令和2年9月1日、文部科学大臣が学校の部活動を地域に移行すると公言して、「学校部活動」と「地域部活動」という表現に端を発する。翌2日に全国都道府県や関係団体宛てに、通達文書が配信された。今日では「部活動」と同じ意味に扱う。学校教育の一環として責任の所在は、学校および学校の設置者である。

○ 地域クラブ活動

社会教育の一環として、社会教育に位置付く。

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」（スポーツ庁・文化庁）において、「新たな地域クラブ活動」と記されたが、11月のパブリックコメントの段階で「地域クラブ活動」と称されていたことから、現在では多くがこの表記が用いられている。根源は、令和2年9月1日に文部科学大臣が使用した「地域部活動」のこと。

責任の所在は、社会クラブ団体にあり、法人格であることが望ましく、スポーツ競技においては日本スポーツ協会（JSP0）や各種競技団体等が認定する指導者・コーチを置くことが推奨されている。スポーツ少年団では登録要件において必修とした。

スポーツ庁と文化省が示した前述の総合的なガイドライン（令和4年12月）で、13ページに「新たな地域クラブ活動」を次のとおり説明する。

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えに行くという視点も有しつつ、新たな地

域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示す。各都道府県及び市区町村等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくことが望ましい。

○ 部活動指導員

部活動の地域連携の一つの形態を担う人材である。学校教育法施行規則第78条の2により「部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。」と定められ、地方公共団体においては、1年単位の期限付き職員（公務員）の身分で、都道府県や市町村によって異なるが、報酬、交通費などは補償されている。部活動指導員の資質を担保するため、国・地方公共団体・学校法人に限られた学校の設置に、研修項目13項目、各学校3項目の研修項目が平成25年5月の文部科学省ガイドライン以降、例示された。なお、2017（平成29）年3月14日公布、同年4月1日施行された。地域社会の人材として、また「チームとしての学校」の視点から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと同様に、質の高い専門性を有す指導者の養成と、その活用に期待が集まる。

4 岩出市学校部活動の地域連携・地域移行推進協議会委員の構成

(令和6年度)

1	江原 隆弘	岩出市スポーツ少年団会長
2	奥 美友季	岩出市 PTA 連合会代表
3	喜多 英夫	学識経験者(元和歌山県教育委員会生涯学習局長)
4	寺田 信一	岩出市体育協会理事長
5	寺本 亮	岩出第二中学校長
6	富崎 成一	岩出中学校長
7	中尾 豊喜	学識経験者(大阪体育大学教授)
8	藤川 知良	岩出市文化協会理事長
9	藤田 圭造	那賀地方中学校体育連盟岩出市代表
10	森 文哉	学識経験者(那賀高等学校長)

(令和7年度)

1	江原 隆弘	岩出市スポーツ少年団会長
2	奥 美友季	岩出市 PTA 連合会代表
3	喜多 英夫	学識経験者(元和歌山県教育委員会生涯学習局長)
4	寺田 信一	岩出市体育協会理事長
5	寺本 亮	岩出第二中学校長
6	橋爪 信也	岩出中学校長
7	中尾 豊喜	学識経験者(大阪体育大学教授)
8	藤川 知良	岩出市文化協会理事長
9	東 芳弘	那賀地方中学校体育連盟岩出市代表
10	森 文哉	学識経験者(那賀高等学校長)

むすびに

この基本方針は、現状の学校部活動（学校教育）から、可能な限り地域社会と連携した学校部活動（学校教育）へ、さらに地域社会に独立した地域クラブ活動（社会教育）へと展開されることを構想していますが、今後、社会状況の変容に応じ見直しを図っていく必要があります。

岩出市においては、子供たちの最善の利益を考慮し、その意見を尊重しながら、地域社会の人的・物的な環境においてより適切な活動を模索していきます。

市民の皆さまと共に、岩出市としても教育長を中心に学校教育担当課と生涯学習担当課がチームとなってこの課題に取り組みます。地域社会としても市民相互の主体的な意見交換から、「地域の子供は地域で育てる」という考え方において、次代を担う子供たちの豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を一緒に目指していきます。関係者はもとより、市民の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。